

山鹿市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市条例第 5 号

山鹿市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山鹿市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 7 年山鹿市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(5) 災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当

第 6 条第 2 項に次の 2 号を加える。

(9) 消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 3 9 条第 2 項の規定による協定に基づく消防活動（市町村等の境界付近又は熊本県内の九州自動車道で発生した災害を現認又は受報した場合及び消防隊が管轄外の区域を移動中に災害を現認した場合の活動を除く。）に従事した消防職員 従事した 1 日につき 2, 1 6 0 円

(10) 消防組織法第 4 5 条第 1 項に規定する緊急消防援助隊として消防活動に従事した消防職員 従事した 1 日につき 2, 1 6 0 円

第 7 条を第 9 条とし、第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当）

第 7 条 災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、本市において他の地方公共団体等に災害対応について応援を要請する必要があるような重大な災害が発生した場合において、職員が災害応急作業等に従事したとき又は国若しくは本市以外の地方公共団体等の要請に基づき、職員が本市以外の地方公共団体に派遣され、災害応急作業等に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、次のとおりとする。

(1) 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員 従事した 1 日につき 1, 0 8 0 円

(2) 避難所運営の業務及びり災証明に係る家屋調査に従事した職員 従事した 1 日につき 1, 0 8 0 円

(3) 関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業に従事した職員 従事した 1 日につき 7 1 0 円

(4) 第 1 号又は第 2 号に規定する作業等に相当する作業等で市長が認めるものに従事した職員 従事した 1 日につき 1, 0 8 0 円

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の第 1 項に規定する手当の額は、そ

れぞれ当該各号に定める額（同一の日において当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額）とする。

- (1) 前項第1号、第2号又は第4号に規定する作業等が日没時から日出時までの間において行われた場合 同項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額
- (2) 前項第1号、第2号又は第4号に規定する作業等が著しく危険であると市長が認める区域で行われた場合 同項に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額
- (3) 前項第3号の作業が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）において行われた場合 同項に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額（手当額の特例）

第8条 第6条第2項第9号若しくは第10号又は前条第1項に規定する作業等に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該手当の額は、この条例の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。